

広島県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十年広島県告示第三百四十五号で認可した備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年二月二十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十年広島県告示第三百四十五号の事業地のうち、入船町三丁目、松浜町二丁目、松浜町三丁目、春日町大字浦上字山崎、字池田、字ソ子田、字向山、字甲田、坪生町一丁目、坪生町四丁目、坪生町五丁目、港町一丁目、港町二丁目、東川口町一丁目、津之郷町大字津之郷字谷尻、字芹田、字虎松、字上開地、大字加屋字馬場、字堂ノ端、字水越、赤坂町大字赤坂字正明寺、神島町、佐波町字日和谷、字岩井神、字白地藏、字土居下、字瀬谷、字当伝、明王台一丁目、明王台三丁目、明王台四丁目、瀬戸町大字地頭分字桑元、字平木、字枝足、字奥江、字津ノ尾東谷、字八反田、字大島、字立屋坂、字小風呂下、字小風呂、字池原、字津ノ尾、字小立、大字長和字妙見、字奥江、字片山、字高浦、字嫁田、大字山北字榑ノ木、字九文明、字前田、字加屋沖、草戸町字下山地、水呑町字佐須良、鞆町鞆字関町、字石井町、加茂町字中野字井上、加茂町字荻原字矢廻地、字尾中、字宮廻地、新市町大字新市、大字戸手、神辺町大字川南字領家、字一ノ丁、字二ノ丁、字三ノ丁、字四ノ丁、字五ノ丁、字六ノ丁、字七ノ丁、字八ノ丁、字九ノ丁、字十ノ丁、字十一ノ丁、字十二ノ丁、大字川北字領家及び大字下御領字高渕町において事業地を変更し、同告示の事業地に春日町大字浦上字南、字寺尾、坪生町六丁目、坪生町字峠、字市場、字市場俊、字仁井前、字仁井、字是延、字赤ノ木、字黒坂、字井ノ木山、字原、字赤根、津之郷町大字津之郷字小森、字鯨、高西町南、佐波町字高田、字小橋、字橋本、瀬戸町大字地頭分字掛、字茶堂、字寺の前、字落石、字東田、字西奥江、字松山、大字長和字ハツ表、字大番木、大字山北字川崎、字平田、字小山下、字小山、字小山上、字小原田、字宮ノ端、字宮ノ後、字池下、字宮ノ前、字久保田、草戸町字中山地、字山地、水呑町字世直り、字新立、田尻町字六郎、字御免地、鞆町鞆字西町、字

古城跡、字道越町、加茂町字芦原字妙言、字明言、字桜原、神辺町大字川南字片山、大字下御領字田村町、字京免町、字馬場町、字上手樋町、字山王前町、字為金町、字柳原町、字米道、大字上御領字下中間、字行政、字持田、字鳴岩、字八反田、字東法田、字夏目、字森迫、字西法田、字八丈谷、字北四ツ分、字南四ツ分、字城主山、字北札場、字南札場、字前借屋及び字柳原を追加し、同告示の事業地から坪生町字狐原、字的面、字池平、字八ッ面、字池平東、字長畑、字前、字西平、字仁井平、字番ノ池、字道ノ端、字田中、字佛傳寺、字佛傳寺西、字滑、字滑池上、字ひばりヶ丘、字別所、字円正場、字圓正場、字寺向、字鶴丘、字寺奥、字寺ヲク、字寺ヲリ、字辻ノ池下、字辻ノ池尻、字山ノオク、字平奥、字烟正場、字曲ヤ、字半田東、字曾根田、字才ノ谷、字平林、字小板、字横田上、字番ノ池平、字南上ケ、字長助前、字後平、字瀬峠西、字平元、字井柳、字清水丸、字川原山西平、字川原山池口、字川原山池西、字道東及び瀬戸町大字地頭分字大番木を削除する。